

帯広市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月17日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第39号

帯広市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

帯広市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。